



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信



発行:CAPコンサルティングオフィス
代表 若田邦男
TEL 06-6110-7611 携帯 090-3946-5418

重要改正

令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和6年分給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与と所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかなどを確認できるフローチャートが掲載されていますので、確認しておきましょう。

……………令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー(国税庁のリーフレットより一部抜粋)……………

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

6月1日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等^(注2)の人数×30,000円の合計額が控除されます。^(注1)

- 定額減税額の例
- 同一生計配偶者等が
 - 1人の場合：60,000円
 - 2人の場合：90,000円
 - 3人の場合：120,000円
 - 4人の場合：150,000円



No

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和6年分の所得税について定額減税を受けることはできません。
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。^(注1)
※追加の手続きはありません。

STEP 2 に進む

- (注) 1 6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等（令和6年分）に対する源泉徴収税額から順次控除されます。
2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

(補足) 上記のフローチャートでいう“あなた”は、給与所得者（社員）のことを指しています。

★給与計算実務において、定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。定額減税について不明な点がある場合は、気軽にお声掛けください。

要チェック

令和6年度の労働保険の年度更新の期間は 6月3日(月)～7月10日(水)

厚生労働省から、令和6年度の労働保険の年度更新の期間と今年度のポイントをお知らせします。

……………令和6年度の労働保険の年度更新のお知らせ(厚生労働省)……………

令和6年度の労働保険の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は
6月3日(月)～7月10日(水)です。

(次ページへ続く)

安心して働きたい

令和6年度 申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末までに送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申告は印刷用紙を必要としなくて済みます。楽に済ませてください。

厚生労働省労働保険更新のお知らせ

厚生労働省 | 厚生労働省労働保険課 | 労働保険課 | 労働保険課 | 労働保険課 | 労働保険課

- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
※電子申請は6月1日（土）から可能ですが、受付は6月3日（月）となります。

★令和4年度・令和5年度の年度更新においては、令和4年度の雇用保険率が年度の途中で引き上げられたことによる影響で特殊な処理が必要でしたが、令和6年度の年度更新においては、そのような特殊な処理はありません。しかし、事業の種類によっては労災保険率が改定されている可能性もありますので、注意の上、申告書を作成する必要があります。

施行済み・
適用待ちの改正

「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

令和6年度の税制改正などにより源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介する「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が、国税庁から公表されました。定額減税の実施が最も重要といえますが、次のような改正も行われますので、早めに確認しておきましょう。



「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし(国税庁資料)」から一部抜粋

1 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項（申告者との続柄）の記載を要しないこととされました。

- ① 社会保険料について、社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
- ② 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
- ③ 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
- ④ 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄

2 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について適用されます。

注「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」についても、同様の改正が行われました。

★「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、令和6年の年末調整の際に、他の申告書とあわせて、令和7年分のものを提出してもらうのが一般的です。**2**の改正は、その令和7年分のものから適用されることとなります。国税庁では、後日、この改正後の取扱いについて説明した「簡易な給与所得者の扶養控除等申告書等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を国税庁ホームページに掲載する予定としています。掲載されましたら、改めてお伝えいたします。

お仕事
カレンダー
6月



6/3 ● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）※電子申請は6/1から申請受付

6/10 ● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2023年12月から2024年5月分）の納付

6/30 ● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あとかぎ◆ 6月7月号合併号です。